

# 泉佐野市合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱

## (事業の目的)

第1条 この事業は、合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

## (事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、泉佐野市とする。

## (事業の内容)

第3条 この事業は、合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置者に対し、設置に要する費用を助成する事業とする。

## (事業の対象)

第4条 この事業の対象となる地域は、泉佐野市生活排水処理基本計画に基づく合併処理浄化槽設置整備事業対象区域とし、市長が別に定める地域とする。ただし、下水道事業認可変更以前に浄化槽設置が申請なされたもので、その後下水道事業認可変更に伴い事業の対象外になる区域については、市長は事業対象区域とみなす場合がある。

2 この事業の対象となる合併処理浄化槽は、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものでなければならない。

- (1) 住宅用であること。ただし、店舗等併用住宅においては、住宅部分の床面積が2分の1以上であること。
- (2) 処理対象人員が10人槽以下であること。
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律43号）第4条第2項の規定による構造基準に適合するものであること。
- (4) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される合併処理浄化槽にあっては、同指針に適合するものであること。
- (5) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2の規定による放流水の水質の技術上の基準を満たしていること。
- (6) 大阪府浄化槽設計・施工取扱基準に基づき適正に設置するものであること。
- (7) 単独処理浄化槽又は汲取り便槽が設置された既存の住宅における合併処理浄化槽への転換であること。
- (8) 販売、賃貸等営利を目的とした住宅に設置するものでないこと。

3 この事業の対象となる設置者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けた者。
- (2) 泉佐野市浄化槽維持管理指導要領に基づき、適正に維持管理を行なう者。
- (3) 浄化槽を継続的に使用する者。

(工事施工確認)

第5条 市長は、この事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に基づき実施する事業に係る補助対象、補助金額、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。